

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
01	<p>私たちが住む長崎県は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた県として、また、被爆地を有する県として、平和の大切さを何よりも重く受け止め、その平和の実現に寄与する役割を担っている。</p> <p>平和の実現のためには、単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、共に生きていくことのできる社会を作り上げていく必要がある。しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある障害のある人が、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。</p> <p>私たちは、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことのできる社会環境を整えることによって、障害のある人と障害のない人とが対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができる。</p> <p>ここに、私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、もって平和を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>前文に「平和」が5回も出てくるが、人それぞれ平和のとり方があり、「誰もが住みやすい」というように、変えるべきではないか。</p>	<p>法律（国）のみならず条例（地方）を制定する意義は、それぞれの地域の特性、取組を盛り込むということにあります。</p> <p>本県は、被爆地であるという現状を踏まえ、「平和でなければ人権は守れない」という思いから、この「平和」という言葉を強調しております。</p>	佐世保
02	<p>私たちが住む長崎県は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた県として、また、被爆地を有する県として、平和の大切さを何よりも重く受け止め、その平和の実現に寄与する役割を担っている。</p> <p>平和の実現のためには、単に争いをなくすというばかりでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、共に生きていくことのできる社会を作り上げていく必要がある。しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある障害のある人が、依然として、物理的な障壁、偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁による制約を受け、その自立と社会参加を十分に果たせていない。</p> <p>私たちは、障害のある人が合理的配慮により自らの力を十分に発揮することができ、障害のある人と障害のない人とが互いに優しく接し合うことのできる社会環境を整えることによって、障害のある人と障害のない人とが対等な関係となり、誰もが排除されることなく安心して共に生きていくことのできる平和な社会を作り上げていくことができる。</p> <p>ここに、私たちは、障害及び障害のある人に対する理解を深め、障害のある人に対する差別をなくすことを通じて、共生社会を実現することにより、もって平和を目指すことを決意し、この条例を制定する。</p>	<p>前文について、推進協議会の素案では「恒久平和」であったところが「平和」と改められ、緩和されてきているが、あまりにも平和と長崎県の差別禁止とを直結させ過ぎたような表現となっているように思われる。</p>	<p>法律（国）のみならず条例（地方）を制定する意義は、それぞれの地域の特性、取組を盛り込むということにあります。</p> <p>本県は、被爆地であるという現状を踏まえ、「平和でなければ人権は守れない」という思いから、この「平和」という言葉を強調しております。</p>	佐世保

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
03	<p>(定義) 第2条 この条例において「障害のある人」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 (2) 難病、慢性疾患等の疾病に罹患している者であって、断続的又は変動的な障害により社会的支援が必要な程度に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるもの。 2 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 3 この条例において「差別」とは、次に掲げる行為をいう。 (1) 障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、障害のある人の権利利益を侵害する目的又は効果を有するもの。 (2) 障害種別又は場面によって、合理的な理由なく不利益な取扱いを行うこと。 (3) 障害種別又は場面によって、次項に規定する合理的配慮を怠ること。 4 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人が、障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮（社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合を除く。）をいう。</p>	<p>第2条の(1)と(2)の一番末尾の「制限を受ける状態にあるもの」について、この「もの」は人間の「者」という漢字であるべきではないのか。</p>	<p>法令用語として、「もの」は関係代名詞的に、先行する用語を受けて、「...の者であって、...のもの」という一連の形で、一定の者や事物をさらに限定するような場合に用いられますので、この条文の標記で間違いではありません。</p>	佐世保

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
04	<p>(定義) 第2条 この条例において「障害のある人」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 (2) 難病、慢性疾患等の疾病に罹患している者であって、断続的又は変動的な障害により社会的支援が必要な程度に日常生活又は社会生活に制限を受ける状態にあるもの。 2 この条例において「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 3 この条例において「差別」とは、次に掲げる行為をいう。 (1) 障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、障害のある人の権利利益を侵害する目的又は効果を有するもの。 (2) 障害種別又は場面によって、合理的な理由なく不利益な取扱いを行うこと。 (3) 障害種別又は場面によって、次項に規定する合理的配慮を怠ること。 4 この条例において「合理的配慮」とは、障害のある人が、障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮（社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合を除く。）をいう。</p>	<p>合理的配慮はなじみがないものであるが、障害のある人が洋式便座に触れることに抵抗があって和式しか使用しないというような場合に、事業所に和式がないということで合理的配慮がなされていないということになるのか。</p>	<p>色々な事例があると思います。障害のある方に対し、障害を理由として、権利を侵害したり、不利益な取扱いを行うことを決してしてはならないということ、を、一定の物差しとして示しながら、その改善を進めていこうとしているのがこの条例です。ただし、一定の事例を積み上げていかないと定型化できないものもあります。なお、最低限の行為類型については、お示ししたいと思います。</p>	五島
05	<p>(県と市又は町との連携) 第5条 県は、市又は町がその地域の特性に応じた、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を実施する場合にあっては、当該市又は町と連携するとともに、当該市又は町に対して、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第5条の「県と市又は町との連携」で、市はお金がないからできないということにならないか。</p>	<p>市町との連携については、市町からの意見もいただきつつ、検討いたします。</p>	佐世保
06	<p>(財政上の措置) 第8条 知事は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>財源について、知事の財政裏付けまで規定されており、一歩進んだ条例ではないかと評価するが、その財源は地方交付税で措置されるようなものなのか。</p>	<p>障害のある人の相談に関する調整委員会を設け、相談体制を構築し、差別に該当する事案の解決のための手続を執り行う等について、財政上の措置を考えておりますが、これらの経費については、現在、地方交付税の対象となっておりません。なお、この条例は、推進条例的な観点から、財政的な支援措置を全て行うというものではございません。</p>	諫早

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
07	<p>(財政上の措置)</p> <p>第8条 知事は、障害のある人に対する理解を深め差別をなくすための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>第8条の財政上の措置について、予算の枠が一定であって、今まで全くなかった部分にその予算が回って、逆に今までであった部分が減るとかということが今後起きないか。</p>	<p>障害のある人の相談に関する調整委員会を設け、相談体制を構築し、差別に該当する事案の解決のための手続を執り行う等について、財政上の措置を考えております。予算執行については、個別の事例に応じて、県の理事者と共に考えていきます。</p>	佐世保
08	<p>(福祉サービスの提供における差別の禁止)</p> <p>第10条 障害福祉サービス、介護保険サービスその他の福祉サービス(以下「福祉サービス」という。)の提供を行う者は、障害のある人に対して、障害を理由として、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援を行うことなく、本人の意思に反して、障害者支援施設その他福祉サービスを行う施設への入所又は通所を強制すること。</p> <p>(2) 障害のある人の生命又は身体の安全の確保のためやむを得ない場合を除き、福祉サービスの提供に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行い、又は合理的配慮を怠ること。</p>	<p>入所・通所施設において、状況によっては知的障害者に対し、現場の職員が強い言葉で指導することもあり得ると思うが、そういう場合は(差別ではないという)特例が設けられているのか。</p>	<p>障害のある方の自立を促すためには、健常者に比べて訓練を多く行う必要がある場合もございます。そのような場合に差別とされるのは、条例の趣旨から適当ではありません。しかし、入所・通所施設において、職員が暴言を吐くような行為は当然差別に該当します。</p>	佐世保
09	<p>(労働及び雇用における差別の禁止)</p> <p>第13条 事業主は、障害のある人に対して、当該障害のある人が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合を除き、障害を理由として、労働者の募集若しくは採用に関し不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>2 事業主は、労働者に対して、当該労働者が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合を除き、障害を理由として、次に掲げる事項について不利益な取扱い若しくは変更を行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p> <p>(1) 賃金</p> <p>(2) 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇</p> <p>(3) 昇進、配置転換、退職及び復職</p> <p>(4) 訓練及び研修</p> <p>(5) 福利厚生</p> <p>(6) その他の労働条件</p> <p>3 事業主は、労働者が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合を除き、障害を理由として、当該労働者を解雇してはならない。</p>	<p>雇用場面(第13条)において、「障害者が合理的配慮をなされてもなおその業務を適切に遂行することができない場合を除き、解雇してはならない」との規定があるが、「解雇してはならない」ということから、始めから雇わないということが起こる可能性がある。そのため、この部分については、経営者団体等とよく協議してもらいたい。</p>	<p>第13条については、経営者団体とも十分協議したいと考えております。一方、障害者の法定雇用もあるため、この条例の影響により、雇わないという誤解がないよう、十分対応していきます。</p>	佐世保

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
10	<p>(教育における差別の禁止)</p> <p>第14条 教育委員会の委員及び職員、校長、教員その他の教育関係職員(以下「教育関係職員」という。)は、就学に関して、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な情報提供を行わないこと。</p> <p>(2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重しないこと。</p> <p>(3) 障害のある人及びその保護者との間で学校生活に必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。</p> <p>2 教育関係職員は、学校生活において、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合を除き、障害のない人が負う以上の負担を課してはならない。</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、教育関係職員は、障害のある人に対して、障害のある人の学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な場合を除き、教育の機会に関しこれを剥奪若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>第1項は、推進協議会案では、「合意形成をしないこと」と明快であったが、「合意形成を図ろうとしないこと」と結果が問われていないものへと変更されている。</p> <p>第2項だけに「法令に別段の定めがある場合を除き」とあるが、付けるなら全部付けるべきではないか。</p> <p>第3項において、「障害のある人の学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な場合を除き」ということは、そういう必要な場合であれば、不利益な取扱いを行ってもよいということになるのか。</p> <p>推進協議会案では、保護者の差別禁止条項があったが、なぜ削除となったのか。 <参考：推進協議会案></p> <p>4 障害のある人が就学し、又は就学しようとする学校に就学している者の保護者及び当該保護者等で構成される団体は、教育関係職員が前3項の規定に違反する行為をすることを助長する行為をしてはならない。</p>	<p>合意形成については、趣旨は同じように考えていますが、お互いの意見が整わない場合もあるため、合意形成を必ず行うことを規定するのは困難であると考えます。しかし、合意形成を図るための過程が最も大切であると考え、「図るための努力をしないこと」を禁止しているものです。</p> <p>ご意見を踏まえ、今後の成案に向けて、検討いたします。</p> <p>障害のある方の自立を促すためには、健常者に比べて訓練を多く行う必要がある場合もございます。そのような場合に差別とされるのは、条例の趣旨から適当ではないことから、適用除外としているところです。しかし、特別支援学校において、教師が暴言を吐くような行為は当然差別に該当します。</p> <p>P T Aの規定は、教育委員会という当事者以外を対象としますが、このような規定を設けると、同様の規定を不動産等の他の条項にも設ける必要があり、禁止対象が広がり過ぎるため、規定しないとしております。なお、第7条では県民等の役割を定め、第9条であらゆる差別の禁止を定めているところです。</p>	長崎
11	<p>(教育における差別の禁止)</p> <p>第14条 教育委員会の委員及び職員、校長、教員その他の教育関係職員(以下「教育関係職員」という。)は、就学に関して、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な情報提供を行わないこと。</p> <p>(2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重しないこと。</p> <p>(3) 障害のある人及びその保護者との間で学校生活に必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。</p> <p>2 教育関係職員は、学校生活において、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合を除き、障害のない人が負う以上の負担を課してはならない。</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、教育関係職員は、障害のある人に対して、障害のある人の学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な場合を除き、教育の機会に関しこれを剥奪若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>「障害のある人の学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な」という文言は、学校教育法の特別支援学校の文言ではあるが、特別支援学校の現場が適用除外ということになるのか。しかし、特別支援学校・教育は、差別と無縁というわけではなく、適用除外とするには問題があるのではないかと。もしこの条文を認めるにしても、自立を図るために必要なもの、必要でないものという判断を誰がするのか。差別の主体が教育関係職員となっており、関係職員が判断することは客観性に欠ける。</p> <p>第1項の(3)「合意形成を図ろうとしないこと」は、(2)で「保護者の意見は尊重」ということうたいながら、「図りさえすればいい」という逃げ道みたくない形で用意するのは、矛盾であり、おかしいのではないかと。</p>	<p>障害のある方の自立を促すためには、健常者に比べて訓練を多く行う必要がある場合もございます。そのような場合に差別とされるのは、条例の趣旨から適当ではないことから、適用除外としているところです。しかし、特別支援学校において、教師が暴言を吐くような行為は当然差別に該当します。</p> <p>学校教育法の規定を挙げているのは、法令上明確な規定としてあるものは、それを尊重する必要があると考えるためです。</p> <p>また、「必要な場合を除き」の挙証責任は、教育関係職員にあり、その内容に不満がある場合には、差別に該当するかについて、相談・あっせん等を中立的な機関(調整委員会)が判断することになります。</p> <p>合意形成については、お互いの意見が整わない場合もあるため、合意形成を必ず行うことを規定するのは困難であると考えます。しかし、合意形成を図るための過程が最も大切であると考え、「図るための努力をしないこと」を禁止しているものです。</p>	諫早

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
12	<p>(教育における差別の禁止)</p> <p>第14条 教育委員会の委員及び職員、校長、教員その他の教育関係職員(以下「教育関係職員」という。)は、就学に関して、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な情報提供を行わないこと。</p> <p>(2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重しないこと。</p> <p>(3) 障害のある人及びその保護者との間で学校生活に必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。</p> <p>2 教育関係職員は、学校生活において、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合を除き、障害のない人が負う以上の負担を課してはならない。</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、教育関係職員は、障害のある人に対して、障害のある人の学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な場合を除き、教育の機会に関しこれを剥奪若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>第14条第3項について、「必要な場合を除き」ということは、必要な場合を除けば、不利益が行えるようにも読める。千葉、熊本、八王子では、そのような規定はない。適用除外を色々設けると、合理的配慮のことも含め、絵に描いた餅になりはしないか。</p>	<p>障害のある方の自立を促すためには、健常者に比べて訓練を多く行う必要がある場合もございます。そのような場合に、差別とされるのは条例の趣旨から適当ではないことから、適用除外としていただいております。しかし、特別支援学校において、教師が暴言を吐くような行為は当然差別に該当します。</p> <p>また、先進地である千葉県、熊本県、さいたま市にも同様の適用除外の規定がございます。本県の条例のみに適用除外の規定があるものではございません。なお、先進地では「その他の合理的な理由がある場合」、「その他の正当な理由がある場合」についても適用除外としておりますが、本県の条例は「その他」という部分を規定していないことから、適用除外の範囲が先進地のものより狭くなっております。</p> <p>この部分については、意見交換会をすべて終え、パブリックコメントの結果等も踏まえて、検討いたします。</p>	諫早
13	<p>(教育における差別の禁止)</p> <p>第14条 教育委員会の委員及び職員、校長、教員その他の教育関係職員(以下「教育関係職員」という。)は、就学に関して、障害を理由として、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(1) 障害のある人及びその保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者又は就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)に対して必要な情報提供を行わないこと。</p> <p>(2) 障害のある人及びその保護者の意見を尊重しないこと。</p> <p>(3) 障害のある人及びその保護者との間で学校生活に必要な支援等について合意形成を図ろうとしないこと。</p> <p>2 教育関係職員は、学校生活において、障害のある人に対して、法令に別段の定めがある場合を除き、障害のない人が負う以上の負担を課してはならない。</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、教育関係職員は、障害のある人に対して、障害のある人の学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な場合を除き、教育の機会に関しこれを剥奪若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>障害者基本法第16条には、障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しなければならないと規定されている。合理的配慮が条例案に謳われていることは評価するが、ただし書きのように第14条に第3項があるのはなぜか。</p>	<p>障害のある方の自立を促すためには、健常者に比べて訓練を多く行う必要がある場合もございます。そのような場合に差別とされるのは、条例の趣旨から適当ではないことから、適用除外としていただいております。しかし、特別支援学校において、教師が暴言を吐くような行為は当然差別に該当します。</p> <p>また、この条例は、取締り条例というものではなく、推進条例という趣旨であると考えており、差別禁止条項はありますが、これに対する罰則を科すようなものとはしておりません。</p>	諫早

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
14	<p>(建築物の利用等における差別の禁止)</p> <p>第15条 不特定多数の者の利用に供されることとなる建築物の建築主は、障害のある人の利用を妨げることとなる建築物を建築してはならない。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合は、この限りでない。</p> <p>2 不特定多数の者の利用に供されている建築物の所有者又は管理者は、当該建築物が障害のある人の利用を妨げているときは、その利用を確保するための措置を講ずることにより、当該建築物の利用上の利便性又は安全性を向上させなければならない。</p> <p>3 不特定多数の者の利用に供されている建築物の所有者又は管理者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合を除き、障害を理由として、当該建築物の利用に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>第15条の建築物の利用等における差別の禁止について、公共建築物、公民館等のどこまでを指すのか。一般企業、商店等の民間のものまで対象となるのか。</p>	<p>不特定多数の者が利用するというので、公設又は民間のものであろうと、設置者いかにかわらずということになります。</p>	<p>会場</p> <p>諫早</p>
15	<p>(建築物の利用等における差別の禁止)</p> <p>第15条 不特定多数の者の利用に供されることとなる建築物の建築主は、障害のある人の利用を妨げることとなる建築物を建築してはならない。ただし、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他の過重な負担になる場合は、この限りでない。</p> <p>2 不特定多数の者の利用に供されている建築物の所有者又は管理者は、当該建築物が障害のある人の利用を妨げているときは、その利用を確保するための措置を講ずることにより、当該建築物の利用上の利便性又は安全性を向上させなければならない。</p> <p>3 不特定多数の者の利用に供されている建築物の所有者又は管理者は、障害のある人に対して、当該建築物の構造上やむを得ない場合を除き、障害を理由として、当該建築物の利用に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>第15条第2項に「不特定多数の者」とあるが、障害者用の幅が広い駐車場がないということもある。しかし、障害者用の駐車場の確保のため財源が必要となると思うが、この財源について、どのように考えているのか。佐賀県では、「プラスワン」ということで、もう1台隣に障害者用の駐車場をつくるということが先進的に進んでいる。</p>	<p>この条例は直接的な財政支援を規定しているものではないです。しかし、事例によっては、県が積極的に財政的に支援をし、社会的障壁を解消していく必要もあるかと思われませんが、個別の事例に応じて、県の理事者と共に考えていきます。</p> <p>なお、対象者以外が駐車することをモラルに任せていた部分がありましたが、この条例により対象者が容易にとめられるような駐車場を増やしていただけるよう取り組んでいきます。</p>	<p>佐世保</p>

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
16	<p>(交通機関の利用における差別の禁止) 第16条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成15年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。以下同じ。)は、障害のある人の円滑な移動の確保を妨げることとなる旅客施設及び車両等(以下「旅客施設等」という。)を設置し、又は事業の用に供してはならない。 2 公共交通事業者等は、その設置又は管理する旅客施設等が障害のある人の円滑な移動の確保を妨げているときは、その円滑な移動を確保するための措置を講ずることにより、当該旅客施設等の利用上の利便性又は安全性を向上させなければならない。 3 公共交通事業者等は、障害のある人に対して、その設置又は管理する旅客施設等の構造上やむを得ない場合を除き、障害を理由として、当該旅客施設等の利用に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>「構造上やむを得ない場合」となれば、これは時と場合によっては骨抜きになるのではないかと。</p>	<p>差別禁止のための行為類型として挙げており、共生社会の実現に向けて、社会通念上当たり前のことを当たり前に行っていたら足りる限りにおいては、過度な負担にはならないと考えます。その当たり前のことをしないこと、配慮が足りないということにより、差別が生じるものであり、この規定があっても条例の趣旨は損なわれないと考えます。</p>	長崎
17	<p>(交通機関の利用における差別の禁止) 第16条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成15年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。以下同じ。)は、障害のある人の円滑な移動の確保を妨げることとなる旅客施設及び車両等(以下「旅客施設等」という。)を設置し、又は事業の用に供してはならない。 2 公共交通事業者等は、その設置又は管理する旅客施設等が障害のある人の円滑な移動の確保を妨げているときは、その円滑な移動を確保するための措置を講ずることにより、当該旅客施設等の利用上の利便性又は安全性を向上させなければならない。 3 公共交通事業者等は、障害のある人に対して、その設置又は管理する旅客施設等の構造上やむを得ない場合を除き、障害を理由として、当該旅客施設等の利用に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>路面電車には5台の低床電車がある。この電車の走る回数が非常に少なく、時間的に会合とか何とかに都合がつかないということがある。この低床電車に長崎市は助成をしているが、県としても助成ができるようになるのか。</p>	<p>この条例は直接的な財政支援を規定しているものではございません。しかし、事例によっては、県が積極的に財政的に支援をし、社会的障壁を解消していく必要もあるかと思われませんが、個別の事例に応じて、県の理事者と共に考えていきます。</p>	長崎

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
18	<p>(交通機関の利用における差別の禁止)</p> <p>第16条 公共交通事業者等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成15年法律第91号)第2条第4号に規定する公共交通事業者等をいう。以下同じ。)は、障害のある人の円滑な移動の確保を妨げることとなる旅客施設及び車両等(以下「旅客施設等」という。)を設置し、又は事業の用に供してはならない。</p> <p>2 公共交通事業者等は、その設置又は管理する旅客施設等が障害のある人の円滑な移動の確保を妨げているときは、その円滑な移動を確保するための措置を講ずることにより、当該旅客施設等の利用上の利便性又は安全性を向上させなければならない。</p> <p>3 公共交通事業者等は、障害のある人に対して、その設置又は管理する旅客施設等の構造上やむを得ない場合を除き、障害を理由として、当該旅客施設等の利用に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>車両を事業の用に供してはならないということは、交通事業者にとっては手段である車を使えないという強い制限の条文である。いつまでに、そういう妨げになるような車を使えなくなるということになるのか。また、「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」では、新たに入れる場合は基準に適合したものでないといけないとあるが、この条例ではどうなっているのか、明確にしてもらいたい。なお、現在使用している車を対応させなければならないというのは、非常に厳しい状況である。</p>	<p>車両の買い換え、建物の新設は、事業者にとっては非常に負担がかかることは事実であり、営業、事業本体に影響があることは十分認識しております。しかしながら、障害のある人がバス、電車、JR等に乗り降りするに当たっては、まだまだ不便な部分が多くあり、その解消を図ってもらいたいというのが主な趣旨です。ここの表現については、非常に厳しい内容、さらに法律を上回っている内容であることも考えられることから、ご意見を承りながら精査をしていきます。</p>	諫早
19	<p>(情報の提供等における差別の禁止)</p> <p>第18条 事業として不特定多数の者に対して情報の提供又は発信を行う者は、障害のある人に対して、障害のある人が受けることができる手段による情報の提供又は発信を行うことに著しい支障がある場合を除き、障害を理由として、当該情報の提供又は発信に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>交通災害が起きた時、以前は電光掲示板がなくて、列車、バスが遅れるということを把握できないことがあった。そういうことについての対応は、文言化されるのか。</p>	<p>障害のある人たちに対しても全ての情報を発信することが必要であることから、第18条を規定していません。著しい支障がある場合を除き、電光掲示板等により、障害のある人たちにも障害のない人と同様の情報提供を行うよう規定しております。</p>	諫早
20	<p>(意思表示の受領における差別の禁止)</p> <p>第19条 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要な意思表示を行う場合において、障害のある人に対して、障害のある人が用いることができる手段による意思表示ではその意思を確認することに著しい支障がある場合を除き、障害を理由として、当該意思表示の受領に関しこれを拒否若しくは制限し、若しくはこれに条件を課し、その他不利益な取扱いを行ってはならず、又は合理的配慮を怠ってはならない。</p>	<p>第19条の「意思表示の受領」について、「受領」は金銭の受け取りに使うもので、広辞苑では「受け納めること」、「受け取ること」、「領収」といった説明しか載っていないので、「受容」又は「受入れ」という表現が適当ではないか。</p>	<p>民法第98条の2において「意思表示の受領能力」との見出しがあり、法令用語としては正確な表現と考えておりますが、より分かりやすい用語について検討いたします。</p>	佐世保

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
21	<p>(地域相談員)</p> <p>第30条 知事は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員</p> <p>(2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第48条第1項に規定する精神保健福祉相談員</p> <p>(4) 前3号に掲げる者のほか、社会的信望があり、かつ、障害のある人の福祉の増進に熱意と識見を持っている者であって、知事が特に適当と認めるもの。</p> <p>2 知事は、前項の委託を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、前項第1号、第2号又は第3号に掲げる者に委託する場合は、この限りでない。</p> <p>3 第1項の規定により委託を受けた者は、地域相談員と称する。</p> <p>4 地域相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。</p>	<p>市から委嘱を受けた「相談員」と条例上の「地域相談員」との関連はどのようなものなのか。</p>	<p>地域相談員は、各市町にそれぞれ配置していただくこととなります。地域相談委員として業務を受託される方が、市町の相談員を兼ねることは想定されません。</p>	佐世保
22	<p>(広域専門相談員)</p> <p>第31条 知事は、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことのできる者を、広域専門相談員として委嘱することができる。</p> <p>(1) 地域相談員に対する指導及び助言</p> <p>(2) 特定相談のあった事例の調査研究</p> <p>(3) 第29条第2項各号に掲げる業務</p> <p>2 知事は、前項の委嘱を行うに当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 広域専門相談員は、その業務を行うに当たっては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。</p>	<p>身体障害者相談員は身体障害者福祉法の規定によるものだが、実際には県の委託要綱に基づいて仕事をしている。この広域専門相談員としてはどのような身分となるのか。</p>	<p>身体障害者相談員としての資格を持つ方に、地域相談員又は広域専門相談員としての役割を担っていただくということになりますので、制度として矛盾が生じるものではございません。</p>	五島

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
23	<p>(助言又はあっせんの申立て) 第32条 障害のある人は、自己に対する対象事案の解決を図るため、知事に対して、当該対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。 2 障害のある人の家族その他の関係者は、障害のある人の権利利益を保護するため必要な場合に限り、知事に対して、障害のある人に対する対象事案の解決のための助言又はあっせんの手続の申立てをすることができる。 3 前2項の申立ては、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)その他の法令に基づく不服申立て又は苦情申立てをすることができる行政庁の処分又は職務執行については、することができない。</p>	<p>第3項で、前2項の申立ては、することができない、というように読めるが、これはどのような意味か。</p>	<p>差別に該当するような事例が、行政庁の処分又は職務執行に基づいて行われたという場合には、行政不服審査法等の規定に基づいて不服申立て等ができるようになってきているため、そのような場合にはそれらの法令の手続に沿って行っていただくことを規定しているものです。従って、それ以外の場合には、この条例に基づいて申立てを行っていただくことができません。</p>	五島
24	<p>(事実の調査) 第33条 知事は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、当該申立てに係る事実の調査を行うものとする。 2 前条第1項又は第2項の申立てがなされた対象事案に関係する者(当該申立てを行った者を含む。以下「対象事案関係者」という。)は、前項の調査に協力しなければならない。 3 地域相談員及び広域専門相談員は、知事からの要請があったときは、第1項の調査に協力しなければならない。 4 第1項の調査を担当する県職員は、同項の調査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 第1項の調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>「調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」とあるが、調査は最初の入り口なので、しっかりとした調査が行われるためには権限が必要ではないか。</p>	<p>強制力を持った調査権限は持ち合わせていません。それは、行為制限を伴うものは法令の規定が必要となるためです。そのため、この調査が円滑に行われるような制度設計について、県の理事者と共に考えていきます。</p>	五島
25	<p>(公表) 第37条 知事は、第35条の勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>会社経営の立場から、合理的な理由がなくあっせん・勧告に従わない場合は、最終的には企業名等が公表されるということだが、社会通念を超えた必要以上の負担がかかるような決定がなされるおそれはないのか。趣旨については賛成だが、公表というところまで踏み込むのは、まず3年間は置いといてはどうか。</p>	<p>解決に至らない事例に対する手段として、勧告・公表を規定しておりますが、安易に勧告・公表を行うものではなく、事案を総合的に判断し行うものです。また、必要以上の負担を課すようなものではなく、条例の趣旨を踏まえ、できることから取り組むことの機運を高めることを意図しております。</p>	長崎

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
26	<p>(訴訟の援助) 第39条 知事は、第32条第1項又は第2項の申立てを行った者が対象事案に係る訴訟(民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停及び労働審判法(平成16年法律第45号)に基づく労働審判手続を含む。以下同じ。)を提起する場合において、対象事案関係者が第35条の勧告を受けたにもかかわらずなお助言案又はあっせん案を受諾していないときは、当該訴訟に関する費用の立替えを行うことができる。 2 前項の規定により立替えを受けた者は、対象事案に係る訴訟が終了したときは、当該立替えに係る金額に相当する額を返還しなければならない。 3 知事は、前項の規定にかかわらず、第1項の規定による立替えに係る金額に相当する額の全部又は一部の返還を猶予することができる。</p>	<p>立替えということであるが、お金がない人が訴訟を行うためには、助成金として交付することも必要ではないか。また、類似の制度があるのか。</p>	<p>立替えとしていますが、返還の減免ということも考えられます。また、類似の制度として、法テラスがありますが、この条例において訴訟の援助を盛り込むことの意義もあるものと考えています。</p>	五島
27	<p>(推進会議の委員の任命等) 第45条 推進会議の委員は、知事が任命する。 2 推進会議の委員は、次に掲げる者で構成する。 (1) 医療、保健、福祉、教育及び雇用に関する業務を行う関係機関及び民間団体 (2) 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体 (3) 学識経験者 (4) その他知事が必要と認める者 3 推進会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>推進会議の委員の構成について、地域性は考慮されるのか。</p>	<p>地域性を考慮するか、また、委員数も35名で適当かというようなことについて、今後検討いたします。</p>	五島
28	その他	<p>条例を実のあるものにして、制度を整えてもらいたい。</p>	<p>条例を実効あるものにするため、県の理事者と共に取り組んでいきます。</p>	長崎
29	その他	<p>特別支援学校(鶴南、虹の原)前にバス停がない。また、学校近くのバス停(平山台団地入り口)は、傾斜角度の関係により車いすでは降車できないと言われる。新バリアフリー法等により、陸橋がなくなり、車いすでも行けるようになってきているのだから、新しく道路をつくる場合には、なぜどこでも車いすで降りられるようにしないのか。</p>	<p>関係機関に対し、ご意見を伝え、改善できるものについては、改善を働きかけていきます。</p>	長崎
30	その他	<p>できるだけ多くの県民に周知する上で、意見交換会が長崎、諫早、佐世保、五島だけでよいのか。今日の参加者のほとんどが当事者のようであるが、障害のない方々に知ってもらい、合理的配慮、今のバスの問題でも、運転手や乗客がちょっと手伝えれば降りられると思う。また、行政関係者に多く参加してもらわないと、条例ができて窓口職員が知らないということもあるのではないのか。</p>	<p>多くの地区で意見交換会を開催することは予算的にも難しいところであり、パブリックコメント、関係団体への個別の意見照会等を通じて広く意見をいただくようにしております。</p>	長崎

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
31	その他	内容的には異存はないが、国でやろう（法律をつくらう）と言う中で、なぜ自治体ごとにつくらないといけないのか。	法律（国）のみならず条例（地方）を制定する意義は、それぞれの地域の特性、取組を盛り込むということにあります。 今回の場合は、まだ国においても障害者差別を禁止する法律が制定されていない状況において、いち早く本県において差別禁止の機運を高めるとともに、法制化を促すという意図がございます。	長崎
32	その他	個々の意見が、この素案にどう反映されるのか。次回以降の会場において、意見の内容が報告されるのか。	条例案への反映については、意見交換会をすべて終え、パブリックコメントの結果等も踏まえて、検討いたします。また、各会場の意見については、次の会場で概略をお示ししております。	長崎
33	その他	条例化に向けてのプロセスが見えない。全体のスケジュールも見えない。	県の理事者と共に、その内容等の普及・啓発に努めていきます。	長崎
34	その他	障害の「害」の字を、平仮名の「がい」や「碍」にできないか。障害、障害と「害」という字が数多く出てきて不愉快である。	法令で用いられている「害」の字を使用していますが、変更する場合には、本県の障害者施策全般について、組織名を始めとする関係の名称等を全て変更する必要があるため、もう少し世論の動向を見据えることとし、今のところ「害」という字を充てております。	諫早
35	その他	保育所では、障害者と障害者の母を拒否するということがあっているようで、その件について議会としても対応してもらいたい。	保育園に子どもを預けたくても、障害者の方たちが働けない状況にあるということについては、第13条で労働及び雇用における差別の禁止を設けているところです。なお、第7条では県民等の役割を定め、第9条であらゆる差別の禁止を定めているところであり、条例内容の実行に向けて、県の理事者と共に取り組んでいきます。	諫早
36	その他	市民に十分理解してもらおうような働きかけに力を入れてもらわないと、大変混乱する。また、障害者の施設の事業展開をしているが、色んな抵抗があり、完成するまでには大変な努力が必要である。いいことだとわかっていても、自分の近くにはできるのはなかなか理解が難しいというようなところがある。やはり長年の教育体制が健常者の社会となっており、市民の思いを変えるには、教育の現場から大いに変わっていかないとだめだと思う。さらに、それぞれの地域で障害のある方が近くの学校で教育を受けられるよう、人員配置を含めて対応してもらいたい。	条例制定後につきましては、県の理事者と共に、その内容等の普及・啓発に努めてまいります。また、関係機関に対し、ご意見を伝え、改善できるものについては、改善を働きかけていきます。	諫早
37	その他	意見交換会については、広く県民の意見を聞くため、このような日時となっているのか。	本県議会が通年議会を実施していること、お勤めの方の参加しやすい時間帯であること等を総合的に勘案し、日時を決めさせていただいております。	諫早

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
38	その他	<p>視覚障害者の立場から言うと、障害の種別ごとの情報に対する障害、移動に対する障害とかの配慮がなされていないのが残念である。テレビ等で地震とか大雨とか、警報が出るが、一体何を言っているかさっぱりわからないという状態であり、障害の種別ごとの支障が除去されるような文言等もほしい。</p> <p>役所の対応について、県の条例であるが、これが制定されれば、各市町すべて守らないといけないと思う。しかし、色々な面で各市町で違う部分があるため、障害福祉課の指導等についてもお願いしたい。</p>	<p>条例素案については、関係の障害者団体にご参加いただき、まとめていただきましたが、すべて個々の障害の種別に係る対応を記載をするのは、一般的な行為規範を定めるといふ条例の性格上難しいと考えております。ただし、第2条の定義では「障害種別」という用語を用い、障害種別を全て包含したものとしております。なお、個別の事例については、地域相談員、広域専門相談員、調整委員会等を活用し、解決を図っていくこととなります。</p> <p>条例制定後につきましては、県の理事者と共に、その内容等の普及・啓発に努めていきます。</p>	諫早
39	その他	<p>千葉県では、堂本知事が旗振り役であったが、毎日新聞論説委員の野沢和弘さんの協力があつた。その人の手記では、県議会の反対議員の説得に時間がかつたということであつた。やはり、これは満場一致でつくりたくない本当に魂の入つた条例にならないと思うので、よろしくお願いしたい。</p>	<p>全会一致での制定に向けて取り組んでいきます。</p>	諫早
40	その他	<p>内部障害、肢体障害、聴覚障害といった団体があるが、そのような団体に対する予算について、条例の中でどのように反映されるのか。</p>	<p>個別の団体に対する助成については、この条例において対象とはしておりません。</p>	諫早
41	その他	<p>条例が51条もあり長く感じるので、概要で説明した程度の短いものにまとめられないか。また、障害者だけではなく、県民全体のための条例であるということ強く打ち出してもらいたい。</p>	<p>他県のものより長いのは、大きくくりではなく詳しく規定しているためです。詳しく規定することにより、実効性が高まるものと考えています。また、長崎県を暮らしやすい県にするためこの条例をつくるということを前文に謳い、強く打ち出しております。</p>	佐世保
42	その他	<p>条例案の検討に当たり有識者の意見を求めているのか。また、県外から障害のある方が観光に来られる方を長崎空港に迎えに行っても駐車することができない。さらに、障害者を紹介して受け入れてくれるホテルが少ない。</p>	<p>全国議長会アドバイザーである元衆議院法制局の大学教授に条文の照会をしています。また、障害者関係団体を含め様々な団体にも意見照会をしています。さらに、長崎空港、ホテルの事例については、この条例により、広くそういう事例を吸い上げ改善に向けた取組が行われることになると考えます。</p>	佐世保
43	その他	<p>意見交換会用の点訳資料が配付資料とページ数が合っており、わかりづらい。また、第十何条とかを探す時に、この点訳ではわかりづらく表記してある。</p>	<p>点訳資料と配付資料とでは1行の文字数、1ページの行数が異なるため、ずれが生じてしまい、意見交換会では第 条について、というような説明をさせていただきました。ページ数を合わせる形にするのか、点訳だと何ページに該当するということの説明を加えるのかということについて、今後検討させていただきます。なお、条例という法形式の用語であるため、どうしても通常の文章よりは表記が固くなっており、そのことも読みづらさの原因かと思われます。</p>	佐世保

意見交換会における意見に対する回答・対応

順番	条 文	意 見 の 要 旨	回 答 ・ 対 応	会場
44	その他	障害のある人もない人も共に楽しむスポーツを振興するための体制をとってほしい。	風船バレーのような一緒に楽しめるスポーツを普及することも一つの方法です。条例施行により、スポーツに限らず、文化、芸術、色々な場面において、すべての障害者が、障害のない方と同等に、あらゆる社会活動に参加できるようなことを目指したいと考えております。	佐世保
45	その他	職業訓練施設の実態として、本人に渡るお金が少なく、障害者の権利が守られていると言えるのか、非常に疑問がある。そのため、条例をつくって終わりということではなく、実際に動かすための財政措置をきちんと付けてほしい。	憲法第25条で保障されているように、障害のある人もきちんと生活が成り立つ、そういう環境をつくるために、どのように取り組む必要があるのかを、県の理事者と共に考えていきます。	佐世保
46	その他	障害者専用の職業訓練を受けるためのパソコンの講座において、手話通訳の配置ができないので申込みが断られるようなことがある。この条例では、そのようなことに対応できるのか。	手話通訳の方の配置ができずに講習が受けられないということについては、県の理事者と共にその解消に向けて検討してまいります。	佐世保
47	その他	「障害者」は差別用語に聞こえる。運動会でも障害物競走というように使われ、邪魔なものというイメージがある。国の問題ということもあるが、別の表現にできないか。	県民的な議論が必要な内容でもありますので、この条例をつくることで終わりとするのではなく、推進を図っていく上での問題の一つとして取り組んでいきます。	五島
48	その他	千葉県における制定効果はどのようなものか。 合理的配慮に伴う費用は事業者の負担となるのか。この条例により補助金が出されることになるのか。	千葉県では、視覚障害のある人に対し、銀行職員が代筆できる書類の範囲等を整理するとともに、ハンドセット付きのATMの普及を行うことにより、利便性の向上が図られています。なお、条例施行後に差別に関する相談が約1,200件寄せられており、差別改善に向けて取り組まれています。 この条例においては、施設改修等のための補助金まで設けることを考えてはおりません。なお、社会通念上過度の負担になるものについては、適用除外の規定を設けているところです。	五島